

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱

	平成30年	6月25日	観観振第	26号	
一部改正	令和	2年	6月22日	観観振第	58号
一部改正	令和	2年	10月30日	観観振第	157号
一部改正	令和	3年	3月31日	観観振第	284号
一部改正	令和	3年	4月20日	観観振第	40号
一部改正	令和	3年	4月30日	観観振第	49号
一部改正	令和	3年	5月14日	観観産第	14号
一部改正	令和	3年	7月9日	観観振第	119号
				観観産第	79号
一部改正	令和	3年	9月30日	観観振第	164号
				観観産第	188号
一部改正	令和	3年	11月25日	観観振第	202号
				観観産第	222号
一部改正	令和	4年	1月18日	観観振第	220号
				観観産第	251号
				観参第	576号
一部改正	令和	4年	1月19日	観観振第	231号
一部改正	令和	4年	1月25日	観観振第	233号
一部改正	令和	4年	1月31日	国海内第	249号
				国海外第	362号
				国港総第	586号
				観観振第	236号
				観観資第	173号

目次

第1編 共通事項（第1条－第4条）

第2編 広域周遊観光促進事業（第5条－第21条）

第3編 地域観光事業支援

第1節 共通事項（第22条）

第2節 需要創出支援（第23条－第45条）

第3節 感染防止対策等への支援（第46条・第47条）

第4節 地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化（第48条－第69条）

第5節 地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業(第70条-第93条)

第4編 観光地域づくり法人の体制強化(第94条)

第5編 スノーリゾートの整備(第95条)

第6編 サステナブルな観光コンテンツ強化事業(第96条)

第7編 歴史的資源を活用した観光まちづくり事業(第97条)

第8編 海洋周辺地域における訪日観光促進事業(第98条・第99条)

第9編 クルーズの安全安心な再開促進事業(第100条・第101条)

第1編 共通事項

(通則)

第1条 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、広域周遊観光促進に取り組む観光地域について、当該地域で設置した広域周遊観光促進連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)において決定された事業計画に基づく、「新たな旅のスタイル」への対応や広域周遊観光促進に向けた戦略的な取組や、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「感染症」という。)拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、地域的な感染の拡がりを抑制しつつ、新たな観光需要の創出を図るため、都道府県による地域の観光を支援する取組、地域が一体となって取り組む観光地の再生・高付加価値化を支援する取組、観光の本格的な復興の実現に向けて、地域の稼げる看板商品の創出を図る取組等に要する経費の一部を国が補助することにより、国外等から選好される魅力ある観光地域づくりを促進し、もって訪日外国人旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」とは、前条の目的を達成するため、次に掲げる経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が補助する補助金をいう。
- イ 連絡調整会議において決定された事業計画に記載された事業の実施に要する経費
- ロ 都道府県において作成された第23条第1項の需要創出支援実施計画若しくは第46条第1項の感染防止対策等への支援実施計画に基づく事業のうち都道府県が負担する経費
- ハ 地域が一体となって取り組む観光地の再生・高付加価値化の実施に要する経費
- ニ 観光の本格的な復興の実現に向けて、地域の稼げる看板商品の創出を図る取組等に要する経費

- ホ インバウンドに対応したマネジメント体制が確立された観光地域づくり法人の体制強化に要する経費
 - ヘ インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾートの形成に要する経費
 - ト 各地域に引き継がれてきた生活（生業）・自然環境・文化等について、それらの持続可能性の向上に資するような維持・活用の仕組みの上質な観光サービス等としての実装に要する経費
 - チ 城寺・古民家・伝統文化等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進に要する経費
 - リ 訪日外国人による海洋周辺地域での新たな消費の開拓や魅力向上、安全確保、地域経済効果の最大化に要する経費
 - ヌ 安全・安心かつ上質で多様な寄港地観光の促進及びクルーズ船の安全な寄港再開の促進に要する経費
- 二 「広域周遊観光促進事業」とは、連絡調整会議において決定された事業計画に記載された事業の実施に要する経費の一部を国が補助する事業をいう。
- 三 「地域観光事業支援」とは、次のイからニに掲げる事業をいう。
- イ 感染症拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、地域的な感染の拡がりを抑制しつつ、新たな観光需要の創出を図るため、都道府県による地域の観光を支援する取組に要する経費の一部を国が補助する別紙1に定める事業(以下「需要創出支援」という。)
 - ロ 感染症拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。）が実施する感染拡大防止策及び新たな需要に対応するための取組を都道府県が支援する取組に要する経費の一部を国が補助する事業（以下「感染防止対策等への支援」という。)
 - ハ 観光地の再生・観光サービスの高付加価値化に向けて、地方公共団体や観光庁の観光地域づくり法人（DMO）登録制度において登録された者（以下「DMO」という。）等が作成する観光拠点再生計画の策定を支援する事業及び観光拠点再生計画又は自然公園法上の利用拠点整備改善計画（以下「観光拠点再生計画等」という。）に基づき宿泊事業者等が実施する宿泊施設改修事業等に要する経費の一部を補助する事業（以下「地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化」という。)
 - ニ 地方公共団体、DMO、民間事業者等の地域の関係者が連携して実施する自然、食、歴史・文化・芸術、生業、交通等の地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成、販路開拓等に要する経費の一部を国が補助する事業（以下「地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業」という。)
- 四 「観光地域づくり法人の体制強化」とは、インバウンドに対応したマネジメント体制が確立されたDMOの体制強化に要する経費の一部を国が補助する事業をいう。
- 五 「スノーリゾートの整備」とは、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾートの形成に要する経費の一部を国が補助する事業をいう。
- 六 「サステナブルな観光コンテンツ強化事業」とは、各地域に引き継がれてきた生活（生業）・自然環境・文化等について、それらの持続可能性の向上に資するような維持・活用の仕組みの上質な観光サービス等としての実装に要する経費の一部を国が補助する事業をいう。
- 七 「歴史的資源を活用した観光まちづくり事業」とは、城寺・古民家・伝統文化等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進に要する経費の一部を国が補助する事業をいう。
- 八 「海洋周辺地域における訪日観光促進事業」とは、訪日外国人による海洋周辺地域での

新たな消費の開拓や魅力向上、安全確保、地域経済効果の最大化に要する経費の一部を国が補助する事業をいう。

九 「クルーズの安全安心な再開促進事業」とは、安全・安心かつ上質で多様な寄港地観光の促進及びクルーズ船の安全な寄港再開の促進に要する経費の一部を国が補助する事業をいう。

十 「事業計画策定者」とは、連絡調整会議において決定された地域の事業計画を策定する者をいう。

十一 「補助対象事業」とは、次のイからチまでに掲げる事業に応じ、当該イからチまでに定める事業をいう。

イ 広域周遊観光促進事業 連絡調整会議において決定された事業計画に記載された事業のうち、訪日外国人旅行者等による広域的な周遊観光を促進するための調査・戦略策定に係る事業及び訪日外国人旅行者等による広域的な周遊観光を促進するための滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信・プロモーションに係る事業

ロ 地域観光事業支援 都道府県が実施する第三号イ及びロの取組に係る事業、国が交付決定を行った民間事業者等が実施する同号ハの取組に係る事業並びに国が交付決定を行った民間事業者が実施する同号ニの取組に係る事業

ハ 観光地域づくり法人の体制強化 インバウンドに対応した観光地域づくり法人の体制整備のための外部専門人材の登用を行う事業

ニ スノーリゾートの整備 地域の関係者が一体となって策定し、観光庁が認めた国際競争力の高いスノーリゾート形成計画に記載された事業のうち、アフタースキーのコンテンツ造成、グリーンシーズンのコンテンツ造成、受入環境の整備（多言語対応、Wi-Fi 整備、キャッシュレス対応等）、外国人対応可能なインストラクターの確保、二次交通の確保、情報発信及びスキー場インフラの整備（高機能な降雪機の導入、IC ゲートシステムの導入及びレストハウス等の改修・撤去に限る。）に係る事業

ホ サステナブルな観光コンテンツ強化事業 各地域に引き継がれてきた生活（生業）・自然環境・文化等について、それらの持続可能性の向上に資するような維持・活用の仕組みを上質な観光サービス等として実装するために必要な施設等の改修・整備、設備・備品の購入等に係る事業

ヘ 歴史的資源を活用した観光まちづくり事業 城寺・古民家・伝統文化等の歴史的資源を活用した観光まちづくりを推進するために、城、社寺及び古民家の宿泊環境整備、体験コンテンツの造成・多言語化、コンシェルジュ対応の充実等に係る事業

ト 海洋周辺地域における訪日観光促進事業 訪日観光のポテンシャルを有している海洋周辺地域における、観光コンテンツの磨き上げや関連する受入環境整備、災害からの訪日観光客の安全確保等に係る事業

チ クルーズの安全安心な再開促進事業 安全安心なクルーズ船の寄港促進、新たな要素を取り入れたクルーズの商品造成等、クルーズ船の安全な受入検討支援に係る事業

十二 「補助対象事業者」とは、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の交付を受けて補助対象事業を実施する者をいう。

十三 「城泊・寺泊・古民家泊」とは、次のいずれかの事項に該当するものをいう。

イ 旅館業法上の旅館業の営業許可を得た城（天守閣、櫓及び城郭内の歴史的資源を含む。

以下同じ。）、社寺及び古民家において、宿泊滞在体験を伴った宿泊事業を行うもの

ロ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）上の住宅宿泊事業者としての届出をした城、社寺及び古民家において、宿泊滞在体験を伴った宿泊事業を行うもの

ハ イベント民泊ガイドライン（平成28年4月1日 観光庁観光産業課・厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課 発出）に基づくイベント民泊として開催地の地方公共団体から承認を得た城、社寺及び古民家において、宿泊滞在体験を伴った宿泊事業を行うもの

の

- ニ その他城、社寺及び古民家での宿泊滞在体験を伴った宿泊事業を行うものであって、地方公共団体からの承認を得たもの

(交付の対象等)

第4条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。ただし、別紙1の2「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者については、本補助金の交付対象としない。

- 2 この補助金の補助対象事業の区分、補助対象事業者、補助対象経費、補助率等及び金額の額の確定方法は、広域周遊観光促進事業においては別紙2、需要創出支援においては別紙3、感染防止対策等への支援においては別紙4、地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化においては別紙4の2、地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業においては別紙4の3、観光地域づくり法人の体制強化においては別紙4の4、スノーリゾートの整備においては別紙4の5、サステナブルな観光コンテンツ強化事業においては別紙4の6、歴史的資源を活用した観光まちづくり事業においては別紙4の7、海洋周辺地域における訪日観光促進事業においては別紙4の8、クルーズの安全安心な再開促進事業においては別紙4の9に定めるものとする。

第2編 広域周遊観光促進事業

(補助金交付申請)

第5条 補助対象事業者は、連絡調整会議において決定された事業計画に記載された事業について補助金を受けようとするときは、速やかに様式第1-1又は様式第1-2による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付申請書」（以下本編において「交付申請書」という。）及び関係書類を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、様式第2による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の消費税等の額の取り扱いについて」により、課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の事業者種別等を明らかにするとともに、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下本編において同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して様式第1-1又は様式第1-2による申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

第6条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第3による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第7条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、次項に規定する軽微な変更を除き、様式第4による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定変更申請書」（以下本編において「交付決定変更申請書」という。）を大臣に提出し、その承認を受けなければなら

ない。

- 一 個別事業間の補助対象経費の配分について変更する場合
 - 二 補助対象事業の内容を変更する場合
- 2 前項の軽微な変更とは、次の各号に該当するものをいう。
- 一 補助対象事業の目的達成のために、別紙2に掲げる事業について、相互間の弾力的な遂行のために必要と考えられる場合
 - 二 補助対象事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象事業者の創意工夫により事業計画の変更を認めることが、より効果的に補助対象事業の目的達成に資するものと考えられる場合
 - 三 補助目的及び事業の遂行に関係ない事業計画の細部変更である場合
 - 四 個別事業間の補助対象経費の配分について、それぞれの配分額の30%以内の変更である場合
- 3 前項の軽微な変更をしたときは、様式第5による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定軽微変更届出書」を速やかに大臣に届け出なければならない。

(交付決定の変更及び通知)

- 第8条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第6による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付決定変更通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

- 第9条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第7による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付申請取下届出書」を大臣に提出しなければならない。

(事業計画策定者・補助対象事業者等の変更届出)

- 第10条 事業計画策定者及び補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第8-1による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業計画策定者の変更届出書」、又は様式第8-2による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業者等の変更届出書」を速やかに大臣に提出しなければならない。
- 一 事業計画策定者、事業計画策定者の住所若しくは名称又は代表者の氏名に変更があった場合
 - 二 補助対象事業者の住所若しくは名称又は代表者の氏名に変更があった場合

(補助対象事業の中止又は廃止)

- 第11条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第9による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業中止（廃止）承認申請書」を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

- 第12条 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行状況について、各四半期（第4四半期は除く。）が終了する月の翌月末日までに様式第10による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業遂行状況報告書」（以下本編において「遂行状況報告書」という。）を大臣に提出しなければならない。そのうち第2四半期の遂行状況報告書にあっては、補助対象事業の遂行状況の中間評価を行った結果を踏まえた内容とし、当該年度の10月末日までに遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、遂行状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前2項の規定にかかわらず、大臣の要求があったときは、速やかに補助対象事業の遂行状況について報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して一月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第11-1による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業完了実績報告書」（以下本編において「完了実績報告書」という。）に必要な応じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第11-2による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業年度終了実績報告書」に必要な応じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 大臣は、前条の規定による完了実績報告書の提出があったときは、これを審査し、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別紙2に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、様式第12による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の額の確定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。なお、第16条第1項ただし書による概算払の支払額が本条による交付すべき補助金の額を上回る場合は、次条第2項から第4項までの規定を準用する。

(交付決定の取消及び補助金の返還命令)

第15条 大臣は、第11条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱又は本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
 - 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第16条 大臣は、第14条の規定により補助すべき補助金の額を確定した後に、補助対象事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払

をすることができる。

- 2 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第13による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金支払請求書」を大臣に提出しなければならない。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 補助対象事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、様式第14による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の消費税等の額の確定に伴う報告書」を速やかに大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、未納金の額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（取得財産等の管理等）

第18条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下本編において「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、取得財産等のうち、第20条第3項に規定するものについて、様式第15による「取得財産管理台帳」を備え、管理しなければならない。

（財産の帰属等）

第19条 補助対象事業を実施することにより財産権が発生した場合は、その権利は補助対象事業者に帰属する。

（財産の処分の制限）

第20条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成22年国土交通省告示第505号。以下「財産処分告示」という。）に定めた期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の承認を受けようとするときは、様式第16による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業財産処分等承認申請書」を大臣に提出しなければならない。この場合において、当該取得財産等を処分することにより収入がある場合には、様式第17による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金補助対象事業財産処分等収入金報告書」を大臣に提出し、大臣の請求に応じてその収入の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- 3 取得財産等のうち処分を制限する財産は、財産処分告示に定めた財産とする。

（補助対象事業に関する書類の保存）

第21条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する書類を事業完了の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

「様式第3」とあるのは「様式第89」と、第7条第1項中「様式第4」とあるのは「様式第90」と、同項第1号中「個別事業間の補助対象経費の配分について」とあるのは「別紙4の8に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を」と、同条第2項及び第14条中「別紙2」とあるのは「別紙4の8」と、同条第3項中「様式第5」とあるのは「様式第91」と、第8条第1項中「様式第6」とあるのは「様式第92」と、第9条中「様式第7」とあるのは「様式第93」と、第10条中「事業計画策定者及び補助対象事業者」とあるのは「補助対象事業者」と、「様式第8-1による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業計画策定者の変更届出書」、又は様式第8-2」とあるのは「様式第94」と、第11条中「様式第9」とあるのは「様式第95」と、第13条中「様式第11-1」とあるのは「様式第96-1」と、「様式第11-2」とあるのは「様式第96-2」と、第14条中「様式第12」とあるのは「様式第97」と、第16条第2項中「様式第13」とあるのは「様式第98による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金概算払請求書」又は様式第99」と、第18条第2項中「様式第15」とあるのは「様式第100」と、第20条第2項中「様式第16」とあるのは「様式第101」と、「様式第17」とあるのは「様式第102」と読み替えるものとする。

第9編 クルーズの安全安心な再開促進事業

(補助金交付申請)

第100条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第88による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付申請書」(以下本編において「交付申請書」という。)及び補助対象事業者が事前に策定した事業計画等を大臣に提出しなければならない。

(準用)

第101条 第6条から第9条まで、第10条(第1号を除く。)、第11条、第12条第2項及び第3項、第13条から第16条まで、第18条から第21条までの規定は、クルーズの安全安心な再開促進事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「様式第3」とあるのは「様式第89」と、第7条第1項中「様式第4」とあるのは「様式第90」と、同項第1号中「個別事業間の補助対象経費の配分について」とあるのは「別紙4の7に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を」と、同条第2項及び第14条中「別紙2」とあるのは「別紙4の9」と、同条第3項中「様式第5」とあるのは「様式第91」、第8条第1項中「様式第6」とあるのは「様式第92」と、第9条中「様式第7」とあるのは「様式第93」と、第10条中「事業計画策定者及び補助対象事業者」とあるのは「補助対象事業者」と、「様式第8-1による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業計画策定者の変更届出書」、又は様式第8-2」とあるのは「様式第94」と、第11条中「様式第9」とあるのは「様式第95」と、第13条中「様式第11-1」とあるのは「様式第96-1」、「様式第11-2」とあるのは「様式第96-2」、第14条中「様式第12」とあるのは「様式第97」、第16条第2項中「様式第13」とあるのは「様式第98による「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金概算払請求書」又は様式第99」と、第18条第2項中「様式第15」とあるのは「様式第100」と、第20条第2項中「様式第16」とあるのは「様式第101」と、「様式第17」とあるのは「様式第102」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成30年6月25日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 観光地域ブランド確立支援事業交付要綱(平成25年3月7日観観振第207号-2)

は廃止する。

- 3 前項により廃止された交付要綱に基づき、平成29年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和2年6月1日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 改正前の交付要綱に基づき、平成31年度（令和元年度）までの予算により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和2年10月30日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和2年10月30日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。ただし、既に提出された書面については、この限りでない。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和3年4月1日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 改正前の交付要綱に基づき、令和2年度までの予算により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和3年4月20日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和3年4月19日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和3年4月30日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和3年4月29日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和3年5月14日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和3年5月13日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。
- 3 感染防止対策等への支援の補助対象経費は、第47条において準用する第25条の規定に基づく交付決定を行った日以前であっても、交付決定前の実施が必要であったと確認できる経費については、補助対象とすることができる。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和3年7月9日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和3年7月8日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和3年9月30日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和3年9月29日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和3年11月25日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和3年11月24日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。
- 3 改正後の第22条の適用にあたっては、改正前の第22条に基づき通知した交付限度額

と改正前の別紙5に定められた交付限度額の合計額を改正後の第22条に基づき通知したものとみなす。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和4年1月18日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 改正前の交付要綱に基づき、実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和4年1月19日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 本改正は、令和4年1月18日までに補助金交付申請を行ったものについても適用する。
- 3 令和4年1月以降の新型コロナウイルスの感染拡大の速度に鑑み、当分の間、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項に基づきまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示された区域又は同条第3項に基づきまん延防止等重点措置を実施すべき区域に追加して公示された区域を含む都道府県（次項において「重点措置対象都道府県」という。）に対する第3条第3号イの需要創出支援は、改正後の別紙1 I（9）に関わらず、当該公示の日までに予約された旅行であって、同日から7日以内（令和4年1月7日に公示された区域を含む都道府県に対する需要創出支援にあつては同月26日まで）に出発するものについては、なお従前の例による。
- 4 令和4年1月以降の新型コロナウイルスの感染拡大の速度に鑑み、当分の間、別紙1に定める割引支援事業等に重点措置対象都道府県である隣接都道府県の居住者を含める都道府県に対する第3条第3号イの需要創出支援は、改正後の別紙1 I（10）に関わらず、当該公示の日までに予約された旅行であって、同日から7日以内（令和4年1月7日に公示された区域を含む都道府県に対する需要創出支援にあつては同月26日まで）に出発するものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和4年1月31日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。
- 2 改正前の交付要綱に基づき、実施した事業については、なお従前の例による。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付を申請するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

クルーズの安全安心な再開促進事業		
補助対象事業者	補助対象経費	補助率等
<p>・クルーズ振興のための地域の協議会等※</p> <p>・地方公共団体（港務局含む）</p>	<p>○ 安全安心なクルーズ船の寄港促進</p> <p>クルーズ寄港に対する安心感の醸成、積極的なクルーズ船寄港誘致のために実施される、以下の取り組みに要する経費のうち企画運営費、調査費、プロモーション費、協議会運営費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クルーズ船受入の相互理解促進 ・感染対策を踏まえたクルーズ船寄港に係る新たなニーズへの実証的対応 ・商談会等のイベントを通じた積極的なクルーズ船寄港促進 ・寄港地における積極的な消費環境創出 <p>例：感染症対策の理解促進のためのクルーズ船内覧会やセミナー・FAM ツアー、感染症対策を踏まえたターミナル外の施設（ホテル等）での検査やチェックイン、CIQ 等の手続・ターミナルまでの手荷物等の輸送支援の企画・実施・結果の整理・分析等の支援、前後泊パッケージ商品の造成クルーズ船受入訓練の実施、必要機器のレンタル、商談会・国際フォーラムの開催、感染症対策を含め地域と連携して行うツアーメニュー造成</p>	1/2 以内
	<p>○ 新たな要素を取り入れたクルーズの商品造成・実証実験</p> <p>感染症対策を万全にした安全安心なクルーズに加え、外国人の需要が見込める世界自然遺産等のネイチャー要素を寄港地に取り入れたクルーズの商品造成に向けた調査、商品開発、実証実験等に要する経費のうち企画運営費、調査費、プロモーション費、協議会運営費</p> <p>例：インバウンド需要の見込める注目度の高いコンテンツの開発、モデルコースの造成、外国人を含めたモニタリングツアーの実施</p>	
<p>・地方公共団体（港務局含む）</p>	<p>○ クルーズ船の安全な寄港再開支援</p> <p>当該港湾において、寄港するクルーズ船の更なる大型化に対応するための船舶航行の安全性の検証及び現地における安全性の確認に必要な経費のうち調査費、協議会運営費</p> <p>なお、補助対象は、「過去最大かつ10万トン級以上のクルーズ船の寄港を検討する場合及び2019年以前の3年（2017年、2018年、2019年）の総寄港回数のいずれかが10回以上の港湾」に限る</p>	

	例：船舶航行安全委員会の開催、安全性の現地確認	
--	-------------------------	--

注1：国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。

注2：補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く

注3：補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、確定した時点で減額するものとする。

注4：※の「クルーズ振興のための地域の協議会等」とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実にを行うことができると認められた団体をいう。

一 関係する地方公共団体（港務局を含む。）

二 地方整備局及び/または地方運輸局（北海道開発局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局含む）

三 その他クルーズ振興を通じた地域活性化の取り組みに精通する者（DMO含む）

令和3年4月1日 国海外第300号

国港総第713号

観光振興事業費補助金（クルーズの安全安心な受入れを通じた地域活性化事業）
交付要綱

（通則）

第1条 観光振興事業費補助金（クルーズの安全安心な受入れを通じた地域活性化事業）

（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、クルーズの安全安心な受入れを通じた地域活性化に資する事業を対象として補助金の交付を行うことにより、安全・安心かつ上質で多様な寄港地観光の促進及びクルーズ船の安全な寄港再開を促進することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、クルーズの安全安心な受入れを通じた地域活性化事業（以下「補助事業」という。）は、クルーズ船受入の相互理解促進、船内等で行う寄港地観光の消費喚起の取り組み、新たなクルーズ様式に沿ったフライ&クルーズの商品造成、クルーズ船の安全な寄港再開支援を行う事業をいう。

（補助対象事業等）

第4条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表に定めるものとする。

（補助金交付申請）

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金交付申請書に、補助対象事業者が事前に策定した事業計画等を添付し、大臣に提出しなければならない。

（交付決定及び通知）

第6条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の額の確定等)

- 第7条 大臣は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の概算払)

- 第8条 大臣は必要があると認められるときは、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

(取得財産の管理等)

- 第9条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしなければならない。

(取得財産の処分の制限)

- 第10条 補助対象事業者は、取得財産について、「補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して大臣が「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件」（平成22年国土交通省告示第505号）で定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 2 大臣は前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(補助金の経理)

- 第11条 補助対象事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

ない。

(その他)

第12条 補助金交付の申請の取り下げ、補助事業の中止又は廃止、状況報告の提出、実績報告の提出、補助事業に係る残存物件の取扱等この要綱に定めのないものについては、「港湾関係補助金等交付規則」(昭和36年6月28日運輸省令第36号)、「港湾関係補助金等交付規則実施要領」(昭和43年5月8日港管第814号)、「観光振興事業費補助金交付要綱」(令和2年11月5日国海内第171号他)(公共交通利用環境の革新等事業に係る部分に限る。)及び「観光振興事業費補助金交付要領」(令和2年11月5日国海内第172号他)(公共交通利用環境の革新等事業に係る部分に限る。)を準用するものとする。

(附則)

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
<p>・クルーズ振興のための地域の協議会等※</p> <p>・地方公共団体（港務局含む）</p>	<p>○ クルーズ船受入の相互理解促進</p> <p>クルーズ旅客と受入側がともに安心できるよう実施される、以下の取り組みに要する経費のうち企画運営費、調査費、プロモーション費、協議会運営費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港や周遊先におけるクルーズ船寄港に対する理解促進 ・寄港地における積極的な消費環境創出 <p>例：感染症対策の理解促進のためのクルーズ船内覧会やセミナー・FAM ツアー・訓練の実施、感染症対策を含め地域と連携して行うツアーメニュー造成</p>	<p>1/2 以内</p>
	<p>○ 船内等で行う寄港地観光の消費喚起</p> <p>船内等で行う寄港地観光の消費喚起の取り組みに要する経費のうち企画運営費、調査費、プロモーション費、協議会運営費</p> <p>例：寄港地の食の魅力が船内で伝える取り組みの実施</p>	
	<p>○ 新たなクルーズ様式に沿ったフライ&クルーズの商品造成</p> <p>クルーズ船社、クルーズ旅客及び受入側の安全・安心を確保し、滞在促進による消費拡大に資する新たなクルーズ様式に沿った商品造成に要する経費のうち企画運営費、調査費、プロモーション費、協議会運営費</p> <p>例：以下の要素を取り入れたクルーズの商品造成に向けた実証実験事業（モニタリングツアー）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クルーズカードを利用した寄港地のキャッシュレス化 ・「ワーケーション」に必要な船内の環境整備等 ・感染症対策のためのアプリの活用 等 	
<p>・地方公共団体（港務局含む）</p>	<p>○ クルーズ船の安全な寄港再開支援</p> <p>当該港湾において、寄港するクルーズ船の更なる大型化に対応するための船舶航行の安全性の検証及び現地における安全性の確認に必要な経費のうち調査費、協議会運営費</p> <p>なお、補助対象は、「過去最大かつ10万トン級以上のクルーズ船の寄港を検討する場合及び2019年以前の3年（2017年、2018年、2019年）の総寄港回数のいずれかが10回以上の港湾」に限る</p> <p>例：船舶航行安全委員会の開催、安全性の現地確認</p>	

(注)

1. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。
2. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
3. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、確定した時点で減額するものとする。
4. ※の「クルーズ振興のための地域の協議会等」とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認められた団体をいう。
 - 一 関係する地方公共団体（港務局を含む。）
 - 二 地方整備局及び/または地方運輸局（北海道開発局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局含む）
 - 三 その他クルーズ振興を通じた地域活性化の取り組みに精通する者（観光地域づくり法人（DMO）含む）